

川崎市地域自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年第123号）第89条の2の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下、「関係機関等」という。）が幅広く参加し、定期的な協議を行い、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことを目的として設置する地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 協議会は、全市を統括する協議会（以下「市協議会」という。）及び各区に設置する協議会（以下「区協議会」という。）で構成する。

2 市協議会の名称は、「川崎市地域自立支援協議会」とする。

3 区協議会の組織及び運営等に関する事項は、別に定める。

(所掌事項)

第3条 市協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 区協議会の統括

(2) 区協議会の活動を通じて明らかになった地域の課題の集約及びその解決に向けた協議

(3) 市障害福祉計画の進捗状況を把握し、必要に応じて障害福祉計画に係る助言を行うこと

(4) 委託相談支援事業者等の中立・公平性等に関する評価

(5) 市全体の相談支援体制に関する協議

(6) 神奈川県障害者自立支援協議会との調整

(7) その他、必要と認められる事項

(組織)

第4条 市協議会には、市全体会議、連絡会議、及び事務局会議を置く。

2 市協議会に会長及び副会長各1人を置き、全体会議の委員の互選により定める。

3 会長は、市協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(市全体会議)

第5条 市全体会議は、健康福祉局障害保健福祉部（以下「市障害保健福祉部」という。）、区協議会の代表者、関係機関、当事者及び学識経験者等で構成する。

2 委員の任期は、2年を超えない範囲とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(市全体会議の会議)

第6条 市全体会議は、市協議会会長が招集し、その議長となる。

- 2 市全体会議は、原則として年3回程度開催するものとする。
- 3 市全体会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 市全体会議は、原則傍聴を可とし、傍聴を希望する者は、事前に市協議会会長に申し出るものとする。

(連絡会議)

第7条 連絡会議は、市協議会及び区協議会の構成員で構成する。

- 2 連絡会議は、事例報告、研修、行政情報の伝達、市協議会及び各区協議会の活動に関する報告等を行う。
- 3 連絡会議は、必要に応じて年3回程度の開催とする。
- 4 連絡会議は、原則傍聴を可とし、傍聴を希望する者は、事前に市協議会会長に申し出るものとする。

(事務局会議)

第8条 事務局会議は、市障害保健福祉部、市協議会会長及び区協議会の代表者（各区基幹相談支援センター）で構成する。

- 2 事務局会議には、構成員として必要な関係者を加えることができる。
- 3 事務局会議は、市協議会の事務局機能を行う。
- 4 事務局会議は、原則として毎月開催とする。
- 5 事務局会議は、市協議会及び区協議会構成員に限り原則傍聴可とし、傍聴を希望する者は、事前に市協議会会長に申し出るものとする。

(専門部会)

第9条 市協議会は、第3条に規定する所掌事項のうち、特定の事項について調査・研究等を行う必要があると認められるときは、専門部会を置くことができる。

(報告)

第10条 市協議会は、協議会全体の活動について、川崎市障害者施策推進協議会に報告しなければならない。

- 2 区協議会は、区協議会の活動について、市協議会に報告しなければならない。

(個人情報)

第11条 協議会において知り得た個人情報については、その取扱いを十分留意しなければならない。

(庶務)

第12条 市協議会の庶務は、事務局会議、市障害保健福祉部及び市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども福祉課が共同で処理する。

- 2 前項の規定に関わらず、市協議会の庶務の一部を社会福祉法人等に委託することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるほか、必要な事項は健康福祉局障害保健福祉部長が定める。

附 則（18川健障計第286号。平成18年7月24日付決裁。）

本要綱は、平成18年8月1日をもって施行する。

附 則（21川健障計第1716号。平成22年3月31日付決裁。）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（22川健障計第857号。平成22年9月1日付決裁。）

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（23川健障計第414号。平成23年4月1日付決裁。）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（24川健障計第217号。平成24年4月1日付決裁。）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（24川健障計第2126号。平成25年3月29日付決裁。）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。